

広島市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針の一部改定について

1 趣 旨

広島市環境影響評価条例に基づく「環境配慮指針」は、事業者が、条例に規定された対象事業を計画するに当たり、事業計画の早い段階から環境に配慮すべき事項を定めたもので、広島市環境基本計画を基に定められているが、本年6月に広島市環境基本計画が改定されたことに伴い、「環境配慮指針」についても、その内容の一部を改定するものである。

2 改定内容の概要

環境配慮指針のうち、環境基本計画の改定内容に沿って、次のとおり改定する。

(1) 「地域の環境特性」の一部改定

地域別に定めた環境特性について、平成17年4月に旧湯来町を広島市に編入したことに伴い、旧湯来町地域を「水内川流域」及び「八幡川上流域」の2つの流域に区分し、それぞれの地域の環境特性を追加する。

(2) 「事業別の環境配慮事項」の一部改定

交通系、住宅系、工業系等の開発事業別に定めた環境配慮事項について、廃棄物対策及び地球温暖化対策に関する事項を追加する。

3 改定の手続き等

環境配慮指針の改定に当たっては、広島市環境影響評価審査会から意見を聴いた後に改定するとともに、その内容を公表する。

< 参考 >

広島市環境影響評価条例（抜粋）

（環境配慮指針の策定等）

第4条 市長は、事業者が対象事業を計画するに当たり、環境の保全について配慮がなされるようにするため、自然環境の保全その他の環境の保全についての配慮に関する事項を記載した指針（以下「環境配慮指針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更しようとするときは、広島市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

環境配慮指針

第3節 位置づけ

1 環境配慮指針の位置づけ

この指針は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念に沿った広島市環境基本計画を基に、事業者が、事業計画の早い段階から環境に配慮すべき事項をまとめたものである。

環境配慮指針

【 広島市 】

【 事業者 】

